原子力事故防止・原子力政策に関する 要望書

要望事項

1) 各再処理工場に溜まっている高レベル放射性廃液の安全管理を徹底させて下さい。

様

国内再処理工場には絶えず冷却し、発生する水素を掃気しなければならない高レベル廃液が、日本原燃㈱六ヶ所再処理工場に約240m3、(独)日本原子力研究開発機構東海研究開発センター再処理施設に約416m3貯蔵されています。この高レベル廃液は冷却できなくなると自己崩壊熱により約15時間で沸騰し環境漏洩事故が想定されます。また発生する水素を除去できなければ爆発の危険があります。これに対し、事業者の対応措置は極めて不十分なものです。

現実に 1957 年9月旧ソ連南ウラルのマヤーク再処理工場で高レベル廃液の冷却系統が故障し爆発が起こり広く周辺を汚染させる事故がありました。

国の審議会等でこの問題を取り上げ審議など行い絶対に放射能の環境漏洩事故が起きないよう対策を講じさせてください。

2) 環境基本法第13条の見直しをお願いします

環境基本法第 13条(放射性物質による大気の汚染等の防止)では「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法規で定めるところによる」とあります。しかし原子力基本法には、この条項を具現化する条項がありません。40年もの間なおざりにされてきました。原子力安全庁設置を契機に環境汚染防止のための措置について放射性物質も環境基本法その他の関係法律の規制対象物質とし厳しく監視する見直しの法整備をお願いします。

3) <u>原子力関連審議会委員に消費者や環境市民団体の代表を</u> 加えて下さい。

* 人々や生き物が天恵の自然に恵まれたこの国で末永く安心して暮らせるため、これ以上放射能で環境を汚染することがないようご尽力をお願い申し上げます。

提出団体 ◎三陸の海を放射能から守る岩手の会 岩手県盛岡市山岸 6-36-8

世話人 永田文夫 電話・fax 019-661-1002

◎三陸のサンマ・ワカメを愛する会 多摩市永山3-4-5-302代表 豊間根 香津子

^{*}資料等のお問合せは永田文夫までお願いします。